

平成 28 年 12 月 29 日

各 位

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行

「個人型確定拠出年金（個人型 401 k）」の取扱いについて

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、お客さまご自身で公的年金を補完し老後資金を準備するニーズにお応えするため、平成 29 年 1 月 4 日（水）より個人型確定拠出年金（個人型 401 k）受付業務の拡充をいたしますので、お知らせいたします。

なお、取扱いに当たりましては運営管理機関である三井住友海上火災保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社と提携しております。

記

1. 取扱開始商品

「個人型確定拠出年金（個人型 401 k）」

※概要につきましては、別紙【個人型確定拠出年金（個人型 401 k）概要】をご確認ください。

2. 運営管理機関

- ・三井住友海上火災保険株式会社
- ・東京海上日動火災保険株式会社

※当行は、新規に個人型確定拠出年金への加入を希望されるお客様を、運営管理機関にご紹介する受付金融機関となります。

3. 取扱開始日

平成 29 年 1 月 4 日（水）

4. 取 扱 店

全営業店

5. 制度の主な特徴

加入者が公的年金を補完するために、自助努力で老後資金を積み立てし準備する制度です。掛金の全額所得控除、運用益の非課税等による税制メリットで国も支援しています。また、平成 29 年 1 月より、原則として、公的年金に加入している 60 歳未満のすべての国民が加入対象となります。

以上

本件に関する問い合わせ

きらやか銀行 営業統括部 個人営業室 担当：岡崎、岩瀬

お問い合わせ先：023-628-3789



(別紙)

【個人型確定拠出年金（個人型 401k）概要】

平成 29 年 1 月 1 日基準

項目	内容
運営主体	・国民年金基金連合会
加入対象者	①国民年金の第 1 号被保険者、以下「第 1 号被保険者」 個人事業主等
	②国民年金の第 2 号被保険者、以下「第 2 号被保険者」 会社の役員・従業員、公務員、私学教職員
	③国民年金の第 3 号被保険者、以下「第 3 号被保険者」 家事専従者（第 2 号被保険者の被扶養配偶者）
掛金負担	・加入者個人
掛金限度額	①第 1 号被保険者 年間最大：816,000 円（月額：68,000 円） ※国民年金基金の掛金、国民年金の付加保険料と加入限度額を共有
	②第 2 号被保険者 年間最大：276,000 円（月額：23,000 円） ※ただし、企業年金に加入している方、公務員、私学教職員の方 年間最大：144,000 円（月額：12,000 円） ※ただし、企業型 401k のみに加入している方（個人型 401k の加入に条件あり） 年間最大：240,000 円（月額：20,000 円）
	③第 3 号被保険者 年間最大：276,000 円（月額：23,000 円）
掛金納付方法	・口座振替
受取方法 (老齢給付金の場合)	①60 歳～70 歳の間で受取可能。 ②受取方法は以下の 3 パターンから選択。 一時金／年金／一時金・年金併用
税制メリット	①掛金 全額所得控除 ②運用時 運用益非課税 ③受取時 退職金控除・公的年金控除
負担する費用	・加入時 2,777 円、管理手数料月額／472 円～480 円がかかり、加入者の毎月の掛金より差し引かれます。 ※万が一、拠出停止した場合でも手数料が差し引かれます。
留意事項	①掛金の拠出可能年齢 59 歳まで。 ※50 歳以上の方が加入する場合、(老齢給付金) 受給開始年齢が段階的に繰り下げられます。 ②国民年金保険料未納の方は拠出できません。 ③国民年金基金加入者の加入限度額は合算となります。 ※小規模企業共済は別枠。 ④原則 60 歳まで中途引出ができません。(拠出停止は可能)

以上

